

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		第4回川西市立学校校区審議会		
事務局(担当課)		教育推進部就学・給食課		
開催日時		令和4年8月19日(金) 午後3時～		
開催場所		市役所4階 庁議室		
出席者	委員	臼井智美、橋詰福子、山内乾史、株本一男、小林文恵、若生雅史、熊手輝秀、高垣久夫、寶田順子、秋葉奈津子、金子愛		
	その他			
	事務局	中西教育推進部長、岩脇教育推進部副部長兼就学担当課長、金森主査、山本事務員		
傍聴の可否		可	傍聴者数	2人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		議事 (1) 会長及び副会長の選任について (2) 第3回までの校区外就学希望制度に関する審議内容の説明 (3) 校区外就学希望制度による令和2年度・3年度・4年度入学分の報告 (4) その他		
会議結果		審議経過のとおり		

## 審 議 経 過

事務局	<p>本日はお忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。リモートで参加の皆様、声は届いておりますでしょうか。</p> <p>それでは、ただ今から第4回川西市立学校校区審議会を開会させていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、今回、新たに委員としてご就任いただきました最初の審議会ということで、委員の皆様方をご紹介させていただきます。本日はリモートでも3名の委員にご出席いただいております。</p> <p>お手元の委員名簿をご覧ください。選任区分ごとに五十音順でご紹介させていただきます。</p> <p>学識経験者の選任区分から、大阪教育大学准教授 臼井委員。弁護士 橋詰委員。佛教大学教授 山内委員。</p> <p>学校長等の選任区分から、中学校長会代表 株本委員。園所長会代表 小林委員、川西市立小学校長会代表 若生委員。</p> <p>地域の代表の選任区分から、東谷コミュニティ協議会 会長 熊手委員。緑台・陽明コミュニティ協議会 会長 高垣委員。桜小コミュニティ協議会 会長 寶田委員。</p> <p>保護者の代表の選任区分から、中学校 PTA 代表 秋葉委員。小学校 PTA 代表 金子委員。</p> <p>また、委員就任にあたりまして委嘱状をお手元に配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>本日の出欠状況ですが、保護者代表の選出区分から、委員に就任いただいております幼稚園 PTA 代表の稲垣委員につきましては、事前に欠席の連絡をいただいております。</p> <p>続きまして事務局の職員を紹介させていただきます。教育推進部長の中西、就学・給食課金森主査。最後に、わたくし教育推進部副部長兼就学担当課長の岩脇でございます。</p> <p>よろしくをお願いいたします。出席の委員の皆様は以上でございます。</p> <p>川西市立学校校区審議会規則第7条第2項にありますとおり、この審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができないこととなっておりますが、出席いただきました皆様は先ほどご紹介させていただきましたとおりでございますので、本日の審議会につきましては、有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>続きまして、議事(1)「会長及び副会長の選任について」でございます。</p> <p>冒頭申し上げましたとおり、新たな任期での最初の会議となりますので、会長、副会長の選任をお願いいたします。</p> <p>校区審議会規則第6条第2項によりますと、「会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。」とありますが、皆様いかがでしょうか。</p>
委員	<p>僭越ではございますが、1回目から3回目までの経緯もございますので、委員の皆様のご賛同を得られるのであれば私が続けさせていただければと思います。</p> <p>(委員より異議なしの声)</p>
事務局 委員	<p>続きまして、副会長職でございますがいかがでしょうか。</p> <p>私としては、引き続き臼井委員にお願いしたいと思っております。</p>

委員	<p>他の方のご賛同が得られるようでしたら、引き続き務めさせていただきます。</p> <p>(委員より異議なしの声)</p>
事務局	<p>それでは、今任期におきましても、引き続き会長を山内委員、副会長を臼井委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは、会長、副会長より一言ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>コロナの影響で2年近く審議会が開催されませんでしたので、私も勤め先が変わるなど、大きな変化がございまして、前に勤めておりました神戸大学は名誉教授となり、現在は佛教大学に勤めております。この審議会では、とにかく委員の皆様にご意見を出していただき、しっかり話し合うということをモットーに運営されてきまして、前任の米川会長から引き継いでもう9年になるわけでございますが、十分議論をしっかり尽くしてやっていくという精神を引き継いでやっていきたいと思ひます。どうぞ、委員の皆様よろしくお願ひいたします。</p>
事務局 副会長	<p>ありがとうございます。続きまして臼井副会長、よろしくお願ひいたします。</p> <p>オンラインで失礼いたします。大阪教育大学の臼井です。審議会のご案内をいただいた時に、コロナの状況がどうなるかわかりませんでしたので、遠方に住んでいるため、オンラインで参加させていただきました。私は山内先生より少し短めの任期で務めさせていただいております。審議がストップしていた間も、おそらく川西市の中での子どもの数の変化があったかと思ひます。それによってこれまでもどこかの学校を一緒にするという話が進んだり、あるいは見直したりということが行われてきたと思ひます。この校区審議会では、市民の皆さんの声が反映される形で議論が進んできていると思ひますので、引き続きそのような形での議論に貢献できるように努めてまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局 会長	<p>それでは、本日の進行につきまして、ここから山内会長にお願いさせていただきます。</p> <p>それでは、議事(2)「第3回までの校区外就学希望制度に関する審議内容の説明」です。資料の説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>本日、ご審議をお願いいたします。校区外就学希望制度の検証ですが、要綱上5年ごとに制度検証することとなっております。平成27年度から平成31年度までの5年間については、令和2年度中に検証結果を答申いただく予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、審議会の開催を令和2年度、令和3年度と延期しておりましたので、本日より審議を再開いただくこととなります。</p> <p>なお、先ほど申し上げましたとおり、当初は平成27年度から平成31年度までの5年間について検証いただく予定でしたが、審議会の延期期間中である令和2年度から令和4年度の運用状況を含めました計8年間について制度検証をお願いいたします。</p> <p>それでは議事(1)「第3回までの校区外就学希望制度に関する審議内容」について説明させていただきます。</p> <p>資料1をご覧ください。第1回から第3回までの校区審議会の議事内容を取りまとめたものとなります。</p> <p>校区外就学希望制度の検証につきましては、第2回審議会から実施しまして、教育委員会から諮問書を提出し、校区外就学希望制度の5年間の近況報告を事務局より行いました。</p> <p>説明後、制度検証を行う上で、校区外就学希望制度がどのような経緯で制度設計されたか認識を共有する必要があるのではとの議論となったため、第3回審議会におきまして、</p>

校区外就学希望制度の経緯等について事務局より説明させていただきました。

それを受けで次回、第4回審議会では、これまでの経緯と課題について認識を共有できたため、より具体的な問題に取り組む予定となっておりますが、審議会の開催を延期しております。

以上が第3回までの審議経過となりますが、前回開催から一定期間経過していること、また、新たに就任された委員もおられますので、改めて本制度の導入経過や課題などにつきまして、ご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。1番目、校区とは、ということで、大きく校区と囲んだ表記があると思います。教育委員会は、小学校及び中学校が市内に2校以上ある場合、就学予定者の就学すべき学校を指定しなければならないと法令の中で規定されております。川西市の場合、小学校は16校、中学校は7校ありますので、この就学校の指定をしなければいけないということになっております。具体的には、その下の楕円で書いている部分ですけれども、住所地によって就学すべき学校を指定するというので、主にその住所の町名により、それぞれ指定をさせていただいております。これについては、教育委員会規則で定めております。住所地によって指定された校区の学校に就学するということが、まず基本であるということでございます。

その下、欄外に、ただし、ということでやむを得ない理由があれば、就学校変更は可能ですと書かせていただいております。やむを得ない事情とは、大別すると次のようになります。

一つは転居に伴うものということで、例えば引っ越しを年度途中でするけれども、その学年末までは、同じ学校に就学したいというもの。また、小学校であれば、5年生・6年生、中学校であれば2年生・3年生の方については、引っ越しはするけれども、今の学校で卒業まで過ごしたい、というようなご要望があれば、変更理由として認め、現在の学校へ就学できる、ということになっています。

2番目、保護者の就労等、家庭の事情によるものですが、例えば、保護者がそれぞれお勤めされていて日中は自宅に誰もおりません、という事情で、祖父母が同じ市内に住んでいて祖父母の自宅のほうから通学するというご希望があった場合に、書類を提出いただいて認めているということでございます。

次に3番目、心身の事情と教育的配慮です。例えば児童、生徒の方が病気であるとか、足が少し不自由なところがある場合、身体的な理由で、できるだけ通学距離の短い、近い学校に就学したいというご要望があった場合に認める。また教育的配慮については、様々なケースがあるのですが、例えば、いじめで学校ではなかなか過ごすことができず、それを機に不登校に陥ってしまったようなケースがあった場合に、就学校変更を認める場合がある、というような形で、各々の個別的なやむを得ない事情に合わせ就学校の変更に対応するということになっております。

次に中段あたり、2番目、校区に関わる制度見直しの契機ということで、これまでの経過をまとめています。まず(1)国の規制緩和の動きということで、平成15年度に動きがありました。具体的には、法令上市教育委員会の判断で、学校選択制の導入が可能となったことを契機に検討を行っております。この学校選択制には、一般的にアからウの3種類があり、まずは、アの自由校区制、これは川西市内の全学校から選択可能であり、川西市内であれば希望すればどの学校でも行けるという仕組みです。イのブロック選択制については市内をブロックに区

切りその範囲内で選択可能ということで、例えば市を北部、中部、南部と大きく三つのブロックに分け、それぞれの中で存在する学校であれば選択できるというのが、この制度のイメージです。次にウの特定地域選択制ですが、特定の地域のみ選択可能ということで、先ほどの北部、中部、南部に分ける話をしましたけれど、例えば北部だけ、事情を考慮して選択制が可能であるといった制度です。

これらについて、検討により導入することが可能になったということでございます。

(2) 就学校変更の要望の増加ですが、これも当時の動きとして、小規模宅地開発などによる、通学距離や生活圏等を理由とした指定校変更の要望が増加したことにより、先ほど就学校変更についていくつか例示させていただきましたが、これ以外に基準の拡大を検討しようという動きが当時ございました。

川西市内の場合は、農地があったところに小規模宅地開発があって、何もなかったところに住宅ができる、そこに児童がいらっしゃるといふこのようなケースが当時点在しておりました。今でもありますが、こういったことがあるときに、学校選択制あるいは、許可基準の拡大ができないものかという検討を行った経緯があります。

当時、検討はしておりましたが、資料の一番下、いずれも導入せず。という結論に至っております。

学校選択制について導入しなかった理由として、人気校、不人気校の二極化が起きる恐れがあり、また地域の学校を維持し、安定性を確保することが困難である、ということで断念したということでございます。どの学校に行っても結構ですというような状況になったときに、ある1つの学校に人気が集まると、そうなった場合に考えられるのが、その施設の容量不足です。教室が足りないということが起こり、受け入れることができない、また不人気校に関しては、児童生徒の数が確保できないということで、小規模化していくと一定の集団の中で教育が受けることができなくなる。このようなメリット、デメリットがあるということで、これについては、断念したということです。

また、地域の学校を維持するということですが、児童数が減り過ぎれば学校の存続そのものに影響が出てまいります。また安定性ということについては、やはり人気・不人気等の評判で、児童数が減ったり増えたりということになれば、安定した教育環境の確保ができない、というところで断念しました。

次に(2) 許可基準の拡大についてということですが、二つあります。

市内全域で公平な扱いにならない、また、明確な基準を定めることが困難である。ということですが、こういった就学校変更を希望される方は、様々な事情を抱えておられて、一つには距離の問題です。ご自宅の位置から学校までの高低差ですとか、その通学途中にある防犯上或いは交通上の危険箇所、そういったものは考慮の中に入れる必要があります。またその児童生徒の体力面には様々な違いがあるかということで、事情によって判断していくということは、逆に言うと、一定のルールを決めることは難しい。また公平性を保つことが非常にしづらということで、この許可基準の拡大ということについても断念したという経過がございます。

このように当初の動きの中で幾つか検討しましたが、ここでは別の手段を検討するというところで、制度検証を行っていただく「校区外就学希望制度」を導入いたしました。資料の右側の大きな3番目、校区外就学希望制度の導入と課題ということで、平成17年度入学者より、市

内全域である程度の公平性を保った取り扱いが可能ということで、川西市独自の制度として導入いたしました。

この制度の申請条件が3つあります。一つは、新1年生に限るという条件になっています。小学校1年生、中学校1年生ということですが、これにより、つまり転入者、2年生3年生で転入されてきた方についてはこの制度は、一切受けられないということになります。新1年生になる前年の10月に申請を受け付けているのですが、その期間内に出さなければ、この制度の適用を受けられないという運用をさせていただいています。

次に隣接校に限るということですが、つまり希望する学校が隣接校区でない場合は申請できないということになっています。通学上の安全を考慮し、通学可能な学校という観点から、隣接校のみということになってまいります。

もう一つ、適用可能人数を当該校入学予定者の5%、また受け入れ人数をクラス数に影響のない人数に限るということで、この人数が5%を超えると抽選が発生するというのが特徴です。その年に入る新1年生の数の5%、例えばA小学校で来年1年生が100人であれば、5人が5%枠の対象という考えでございます。

また、受け入れ人数によってということにつきましては、学校側、施設側の受け入れ可能人数があります。受け入れたことで教室がもう1部屋必要になります、先生を1人増員する必要があります、ということであれば、これは受け入れ不可能になりますので、教室、先生を増やすことなく、受け入れ可能な範囲内で対応するというのが、この制度の趣旨でございます。

平成19年及び平成24年に一部制度改正ということで、制度検証の結果、幾つか改正されました。その一つが落選者を補欠扱いとし、辞退者が出た場合は繰り上げ当選とする、ということです。例えば当選した方が私立の学校に就学した、また当選したけれども市外に転出することになりました、ということであれば一つ枠が空きますので、その分は、補欠の方が繰り上げで当選になるということです。

また、小学校入学時に本制度で就学した学校を卒業し、その小学校の属する中学校区の中学校を希望した場合は、優先扱いとし抽選対象外とする。これは具体的にいうと、川西北小校区の方が、小学校のときにこの5%希望され当選し、本来は川西北小校区であるが、隣接する明峰小学校に就学されましたという場合、明峰小学校は、そのままあがれば明峰中学校ですが、元々のルールでは、前の川西北小校区すなわち川西中学校に行かなければならないということでありましたが、この制度を使って明峰小学校に行ったのであれば、中学校もそのまま明峰中学校にいけます、というルールに変更しています。

もう一つが入学時に兄弟が本制度で希望先の学校に在学している場合、5%限度枠及び受け入れ枠で優先扱いとする、ということです。兄弟姉妹、別々の学校に就学することを避けるため、このような改正を加えながら今に至っている、ということでございます。

なお、直近の平成27年における制度検証では「現状の運用を行うことが妥当である」との答申を受け、制度検証は行わず。同時に、「引き続き、申請状況は毎年確認し、5年ごとの検証時期にとらわれず制度の見直し等対応する必要があると考える」との答申を受け、申請状況の確認を行っております。

以上がこれまでの流れということで、主なところを説明させていただきました。

また、現状におけるその課題ということで、事務局側が現状を見た場合に、どの辺りが課題

<p>会長</p> <p>委員</p>	<p>と感じているかということ、その下の枠に2点、書かせていただいています。</p> <p>① 一部の地域で毎年5%枠の抽選が発生している。という点で、本制度で申請しても希望校に行けない児童、生徒がいるということでございます。</p> <p>ここで別の資料を見ていただきたいのですが、A4の縦で表が上下二つのものです。</p> <p>平成27年から令和4年度校区外希望申請状況、上の欄が小学校、下が中学校ということで、これは前回資料の中に同じものがございましたが、令和2年度から4年度分を含めまして作成しております。</p> <p>まず資料3、上の段をご覧ください。</p> <p>これが8年間の申請状況ですけれども、一番右側に抽選回数ということで、この8年間で抽選が行われた回数を、校区毎、学校毎にまとめております。</p> <p>ここで見ていただきたいのが川西北小学校ですけれども、この8年間の中で、毎年この地区については抽選が行われ、また、その二つ下の多田小学校ではこの8年間の内に3回抽選がありました。下の段の中学校では、清和台中学校が、この期間内8年間のうちに5回抽選が行われ、また、緑台中学校では4回抽選がありました。この抽選に外れてしまうと、希望する学校に行けないという課題があります。</p> <p>次に、元の資料2戻っていただいて現状における課題②のところです。就学希望が可能な学校区数、住所地によって異なる、ということで、地域により隣接校数が異なる、最大6校最小で1校、希望校の選択肢が限られる事実がある、ということです。</p> <p>資料4をご覧ください。</p> <p>1枚目が希望申請できる学校の範囲、あと、学校の配置図をご用意させていただいています。1枚目をご覧ください。一番上の久代小学校ですが、これが川西市の一番南端に当たりますので、希望できる学校は位置関係からという、加茂小学校だけということになります。</p> <p>一方で多田小学校、校区図の中でも市の中に位置しているところですが、隣接する校区が、6ヶ所あるということで、ここは選択の幅が違ってくるとというのが、一つの課題であろうかと思っています。</p> <p>また中学校に関しましても同様ですけれども、川西南中学校につきましては、一番南端になりますので、希望できる学校は川西中学校のみ、同じように多田中学校であれば、隣接する4校の中から希望を選択できる、ということになっております。このあたりの選択の幅が少ないということが一つの課題であろうかというふうに考えております。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p> <p>ただいま事務局より「第3回までの校区外就学希望制度に関する審議内容」について説明がありました。本日は、久しぶりの審議会の開催ですので、これまでの審議の経過等も踏まえ、この制度が導入された経緯とかも踏まえて、説明をしていただいたとおりですが、それについて認識を共有して、また、データを確認するという作業をさせていただくことが主たる目的であると思います。ですから資料2に記載の「現状における課題」につきましては、次回、議論する予定となっておりますので、その部分以外について何かご意見ありますでしょうか。</p> <p>資料3の見方を確認させていただきたいのですが、希望校というのはそこに行きたいという学校ということでよろしいのでしょうか。</p>
---------------------	---

事務局	<p>そのとおりです。資料3につきまして、改めて説明させていただきますと、左の縦欄が本来の住所地における校区校、上の右横に記載されておりますのが、希望した希望校を記載しております。ただ、隣接する校区のみ希望できることとなっておりますので、黒塗りしているところにつきましては、そもそも申請ができない校区となっておりますので、白抜きで何も数字が記載されていない箇所は申請が可能であるが希望がなかったということでございます。合計欄は学校毎における申請者数の合計、また、一番右端に抽選回数を記載しております。制度上、入学予定者数の5%しか校区外に出ることができないので、希望者が5%を超えた場合に、抽選をさせていただくこととなっております。先ほどご説明させていただきましたとおり、川西北小学校につきましては、毎年、抽選を行っているという状況でございます。</p>
会長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>それでは、次に議事(3)「校区外就学希望制度による令和2年度・3年度・4年度入学分の報告」を事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>資料5をご覧ください。令和2年度・令和3年度・令和4年度の状況をご説明します。</p> <p>1ページは、小学校の令和2年度入学に係る校区外就学希望申請及び受入校別就学希望者の状況で、2ページは、中学校のものです。</p> <p>1ページに戻りまして、左端の小学校名、こちらは本来校区の学校です。</p> <p>その右隣が5%限度枠で、それぞれの学校から他の学校へ出られる上限人数です。その隣が実際の申請者数です。</p> <p>希望校別申請状況の枠ですが、これは左端の小学校からどの学校にそれぞれ何人が希望したかを表しています。兄弟優先等については、希望する学校に校区外就学希望制度を利用して兄弟が在学している場合は、優先扱いとして5%の抽選から除外される人数です。抽選対象者は、申請者から優先者を引いた人数です。最終的に5%限度枠との差がマイナスになっている学校は、抽選を実施した学校となります。</p> <p>具体的に加茂小学校で見ますと、希望申請された方が4名いて、4名とも川西小学校を希望されています。さらに、希望された4名のうち、5%枠から優先扱いで除外される方が1名おられ、抽選対象者は3人となり、5%限度枠の5人以下ですので、抽選はございませんでした。</p> <p>令和2年度入学者では、川西北小学校、多田東小学校で抽選が発生し、それぞれ4名、2名が落選しています。</p> <p>下部に受入校別希望者の状況という枠がありますが、受入枠については、どの学校も希望者が上回っておりませんでしたので、抽選もありませんでした。</p> <p>次に資料5の2ページですが、表の見方は1ページと同じで、中学校での状況を表しています。中学校で抽選となった学校は、清和台中学校と東谷中学校で、清和台中学校では5%限度枠12名に対して抽選対象者が20名で、8名が抽選により落選、東谷中学校では5%限度枠14名に対して抽選対象者が17名で、3名が抽選により落選しました。</p> <p>受入枠については、どの学校も希望者が上回っておりませんでしたので、抽選はありませんでした。</p> <p>続きまして、資料5の3ページは令和3年度入学に係る校区外就学希望申請及び受入校別就学希望者の小学校の状況、4ページは中学校のものです。</p>



	<p>3ページに戻りまして、3年度入学者では、川西北小学校、多田小学校、清和台小学校で抽選が発生し、それぞれ6名、3名、2名が落選しています。受入枠の抽選はありませんでした。</p> <p>次に資料5の4ページ、中学校での状況ですが、中学校で抽選となった学校は、清和台中学校で、11名が抽選により落選しました。受入枠の抽選はありませんでした。</p> <p>続きまして、資料5の5ページは令和4年度入学に係る校区外就学希望申請及び受入校別就学希望者の小学校の状況、6ページは中学校のものです。</p> <p>5ページに戻りまして、4年度入学者では、川西北小学校で抽選が発生し、2名が落選しています。受入枠の抽選はありませんでした。</p> <p>次に資料3の6ページ、中学校での状況ですが、中学校で抽選となった学校は、清和台中学校で、9名が抽選により落選しました。受入枠の抽選はありませんでした。</p> <p>次に、資料6をご覧ください。こちらは、校区外就学希望制度の申請者の、申請理由を集計したものです。申請書に申請した理由を記入する欄を設けておりまして、そこに記載された理由について、小学校は8つ、中学校は10に分類し、集計いたしました。</p> <p>なお、分類のうち、本人の希望（内容不明）といえますのは、本人の希望とだけ記載があり、詳細が不明なもの、また理由未記入といえますのは、理由の記載が必須ではないので、空欄で申請された方がいらっしゃるためでございます。1枚目が小学校、2枚目が中学校の、8年分の理由の集計でございます。</p> <p>1枚目、小学校の申請理由では、「家から近く安全に通学ができると思うため。」や「通学路の人通りが少なく登下校が心配なため。」などの通学路関係が最も多く35%、次いで兄弟在学が19%、「幼稚園やこども園から入学する友達が多いため。」などの交友関係が15%と続き、以下、保護者の勤務の関係が12%、その他が8%、学校の評判・教育環境が5%、理由未記入が4%、本人の希望（内容不明）が2%となっております。</p> <p>2枚目、中学校の申請理由では、学校の評判・教育環境が最も多く23%、次いで交友関係が16%、小中同一校区が14%と続き、以下、通学路関係と部活動が12%、兄弟在学が7%、その他と理由未記入が5%、本人の希望（内容不明）が3%、保護者の勤務の関係が3%となっております。事務局からの説明は以上です。</p>
会長	事務局より「校区外就学希望制度による令和2年度・3年度・4年度入学分の報告」の説明がありました。質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	資料6の「その他」というのはどのような意味ですか。
事務局	他の理由に該当しないということになるのですが、具体的に申し上げますと、引越し予定のためとか、小学校に入るときの理由になるのですが、希望する中学校があるため、小学校から校区外就学希望制度で申請が通れば、優先枠として希望する中学校に進学できるため、というような理由となっております。簡単に申しますと他の区分に該当しない理由が「その他」となります。
委員	「学校の評判」というのはどのような理由があるのですか。
事務局	具体的には、今の小学校で同級生の素行が悪いので同じ中学校に行きたくないとか、あとは、人数の少ない環境でしっかりと勉強できそうであるとか、あと、本来校区は人数が多いため、人数の少ない学校を希望する。こういった理由のものを、学校の評判・教育環境に分類させて

委員	<p>いただいております。</p> <p>東谷地区ですが、自治会は東谷で学校は牧の台小学校というのがあるのですが、今、人数は牧の台小学校も東谷小学校も同じぐらいの人数となっておりますので、本来であれば自治会のあるところに子どもたちを戻してやるのが普通であると思うのですが、そうしないと、地区の行事で、子どもたちは牧の台へ行く、親は東谷の方に参加しないといけないというようなびつな状態が続いていて、これを早く改正してやるべきではないかと私は思うのですが、その点については、いかがですか。</p>
事務局	<p>自治会の区域の設定ですとか、コミュニティの区域設定という市全体の話と、教育委員会が所管する校区をどうするのか、今、大きな課題であると思っております。これを校区外就学希望制度により手当ができるのか、もしくは、市と教育委員会で協議をして変えていくのか、そういうところはありますかと思いますが、現時点において私どもが、こういう方針を持っていることはございませんので、この校区審議会では今後、ご議論いただく中で考えていきたい。現時点において、何か方針とか案を持っているものはございません。</p>
会長	<p>今のことについて、中西部長にお伺いしたいのですが、以前もコミュニティ代表の方から、コミュニティと校区のズレを指摘されたことがありまして、そのときに、結構議論した記憶があります。ですから、その議論を次の審議会までにご確認いただいてよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>私も記憶が定かでないので確認させていただきます。今、覚えておりますのは、緑台中学校区の校区と多田中学校校区の校区、以前は、緑台の一部が、多田中学校区になっておりましたが、そこを本来の緑台中学校区に編成した記憶がございます。大きなエリアの話であったかと思いますが、先ほど、熊手委員からご指摘いただいた、もう少し小規模な区域でいいますと他の学校でも、ケースとしてはあると思しますので、それをまた考えていきたいと前回の議論については確認して、次回報告させていただきます。</p>
委員	<p>私は、言いたいのは、元々が、東谷小学校に来ておった子が、東谷小学校の人数が増えて、教室が足りない。という状況になって、牧の台小学校に校区が変更となったと私は認識しております。もうその必要がなくなったのであれば、親子ともに地域の活動に参加できるようするのが、普通ではないかということです。</p>
委員	<p>この審議会では、小学校の統合、あるいは、小中学校問題とか、そういうことも含めて、議論していくのでしょうか。</p>
事務局	<p>学校の統合問題につきましては、以前、この校区審議会でご審議をいただいた経緯がございます。それで、統合の事務を進めていたのですが、結果的には、統合計画を白紙にしたという経緯がありました。そのときの白紙にした理由が主に二つございます。一つは、保護者の方とか地域の意見を十分把握出来ていなかったということと、もう一つは、教育の視点での議論をいただいたのですが、やっぱり学校を統合するというのは、まちづくり、教育以外の視点も必要だという、2点で、一旦白紙にした経緯がございます。現時点で、学校をどうしていくのかということについては、何かこう動きがあるわけではありませんが、今後動いていく場合には、やはりまちづくりの視点も必要ですので、この校区審議会では、議論いただくのか、また別のところで議論いただくのか、そういったところは、改めて考えていきたいと思っております。</p>
委員	<p>私の記憶では一定の条件が示されていたと思います。1クラスが続いた場合は、何かそういう条件が出ていたと思いますが、それが出て止まっています。そのところ、市の教育委員会</p>

事務局	<p>は、きちっとした条件整備みたいなものをやらないと、前回あった話が、どうしてあのような結果になったかといいますと、突然、統合という話になったかと思いますが、まず理想的な形を地域に示していただき、その上で議論していくという方法が望ましいと思います。現在のところ、宙ぶらりんになっているので、それをしっかり、示していただきたい。</p> <p>前回の統合計画の時は確かに単学級というのを一つの基準にしておりました。ただ、現時点では、統合計画自体も白紙にしましたので、現時点でその単学級がどうか、児童生徒数の基準は今、持っておりません。今後検討に当たりましては、前回白紙にしたときも、ご指摘もありまして、まずは川西市全体、学校配置をどうしていくのかっていう全体のことを考えてから、個々の地域のことを計画していくということになりますので、まずは、検討に当たりましては、川西市の学校配置をどうするのかという大きな話をしてからという手順になるかなと思っております。現時点ではその統合する基準っていうのは、持ち合わせていない状況です。</p>
委員 事務局	<p>そういうことであれば一定のスケジュールを示していただかないといけないと思います。</p> <p>ご指摘のように、少し小規模化している学校も出ている状況があります。基準をどうしていくか。その基準を定めるのか。そこは何かこう、案を持ち合わせてあるわけではありませぬので、その進め方についてもこれから検討したいと思っております。</p>
委員	<p>私が申し上げたのは、小学校あるいは中学校の在り方というものの標準タイプと言いますか、そういうものをきちっと示していただいて、その上で川西市に当てはめるところなりたいなことを示していただきたい。と同時に人口は減っていく時代ですから、先行きどうなるかというのは、予測できると思うのでそれに従って、スケジュールのようなものを出していただかないと、また以前のようになりますよ。</p>
事務局	<p>学校の在り方の基準につきましては、文部科学省が基準を示しておりまして、それは、前回の統合計画の時も、協議させてもらいましたが、その基準が基本になると思います。それを市としてどう運用していくのかとか、それをどう進めていくのかっていうのは、今後考えていきたいと思っております。</p>
委員	<p>もう一つ付け加えますと、小中一貫とかという話もあるわけですね。その辺のことも含めて我が国の教育体制はこうあるべきみたいなものを出していただいて、文部科学省が出しているからということじゃなくて、川西市として一番理想なのはこうやというものを示していただきたい。</p>
事務局	<p>示すに当たりまして、保護者の方とか、地域の方とか、いろいろ意見を聞く必要があると思いますので、また検討したいと思っております。</p>
会長	<p>以前もこの審議会で、子どもの数が今後どうなっていくのかっていうのを、統計みたいなものを出していただいたことがあったわけですね。そのときに、私の記憶では、中西部長も記憶しておられると思いますが、道路が出来て、人口変動があるかもしれないというようなご意見があって、それで、その統合を急ぐべきではないというご意見が、結構強いご意見があったように記憶しております。中西部長も覚えておられると思いますが、その後、人口動態どうなったのかっていうことについて、今、ご意見もあったように、確認する作業というのは必要だと思っております。その上でどうするのかというようなことを考えていくべきで、その基礎統計をやはり審議会に、出していただく必要があるのではないかと思います、いかがですか。</p>
事務局	<p>それは学校配置を考えるためということではなくて、校区を考えるという意味でしょうか。</p>

会長	とにかく子どもの数が冒頭で臼井先生もおっしゃいましたが、やっぱり動態が今後どうなるのかということを考えているときに、その基礎統計確認する必要あると思います。どういう目的であるにせよ、学校の在り方を考えていく上で非常に重要な、共通認識を持つておく必要があると思います。それをまた次、示していただきたいということです。
事務局	わかりました。児童生徒数の推移につきまして次回、お示しさせていただきます。
委員	桜小校区の自治会が、霞ヶ丘自治会に接しており、非常に難しい点も出ております。20年ほど前に、自治会長、連合自治会長が動いて、桜が丘小学校に通学できるようになりましたが、いまだに、自治会の中でもめております。桜が丘小に近い子どもが、川西北小学校に行かなければならないことは非常にかわいそうですので、もう少しきちっとしていただければありがたいなと思っております。
事務局	先ほど説明させていただいた資料の中でも、川西北小校区で毎年、抽選が発生しているというような点につきましては、今ご指摘いただいたような、霞ヶ丘や松が丘で生じているということは認識しておりますので、校区外就学制度、それ以外にも説明させていただきましたが、それ以外、個別要因に基づく校区外の学校へ通う制度、そういった制度を包括した上で、どういった解決策、あるいは改善策があるかというのは、また次回、この課題に対する検討に諮らせていただく際に、少しご提示させていただける部分をご用意させていただこうかと思っております。
会長	委員、よろしくをお願いします。
委員	資料6の中学校ですが、学校の評判・環境というところが大きなパーセンテージを占めているのが気になるところです。また、一方で申請理由を記入されていない方もおられるようですが、希望を記載しなくても受入れられるのでしょうか。
事務局	そうですね。理由は問わないという制度となっております。
委員	わかりました。学校の評判というのは校長として、気になる場所でした。
会長	これについては、以前、制度の再検証を行った際、個別の意見を拝見したことがあって、実に様々なご意見がありまして、そういう環境やご本人の特殊事情とか、とにかく大小いろんな理由がありました。これについても一定期間経過したら集計して、検討する機会があればいいなと思います。
会長	委員、お願いします。
委員	これだけ地域によって差があるということ、初めて認識出来ました。それぞれの地域にも学校に課題とかあるのではないかと認識させていただきました。
会長	委員、お願いします。
委員	本日も説明、ご報告いただいた内容についての質問ありません。また、この制度を利用して、小学校に入学してきている現場として、このシステムを通して何か今まで大きな問題とか、クレームがあるというようなことは、全く感じておりませんので、ご報告にあったように、過去何回かの見直しがありましたが、現状に問題はないと感じております。
会長	委員、お願いします。
委員	質問は特にはないのですが、申請理由を見ていて、制度のためだけに集計したデータを使うのではなく、抜本的な何か課題があるのであれば、そういったところにも活用したらいいのではないかと思います。

会長 委員	<p>委員、お願いします。</p> <p>私も質問等はないのですが、資料とお話から感じたことは、保護者は、自分の在籍の地域ではない学校に希望を出すときに、地域を壊してやろうとか、この地域が嫌だとかって思いを持っているわけではないような気がします。それより、そのご家庭の暮らし方とか、教育方針に基づいて希望を出されている方が、お友達とかでも多いような気がするので、そのお話と、こういう制度を作ることが地域を壊すのではないかみたいなお話になってくるのは、何かこう、キャッチボールとして成り立たないのではないかなと感じました。</p>
会長	<p>はっきりと申し上げるのも難しいですけど、以前、申請理由を拝見したときには、自分の居住地の学校に対するネガティブな印象があって外へ行くっていうのは、0ではありませんけど非常に少なく、何かこうポジティブな理由があって外へ出ていくというのが大半だったと記憶しております。</p>
副会長	<p>副会長、お願いします。</p> <p>只今のご意見はごもっともだと思って伺っておりました。また、先ほどからの議論で気になっていることは、学校と従来のお話ですけども、学校といわゆる校区と言われている地域が一対一対応しているというイメージのもとに、今まで地域づくりが行われてきたと思います。ところが、川西市で地域学校協働活動の導入状況がどうなっているのかというのを、一方で知りたかったのですが、いわゆる今までの校区といわれる地域の範囲と地域学校協働活動がイメージしている地域の範囲は必ずしも一致していないと、例えば、小学校区という一番小さい単位で考える場合もあれば、中学校区っていうふうな例えば、2つの小学校から、1つの中学校に行くのであれば、つまり2つの小学校分の校区というようなこともありますし、あるいは別の分け方しているところもありますので、今のこの議論の中で学校とコミュニティとの一対一対応しているところを、まずイメージとして変えていく。あるいは地域学校協働活動を積極的に導入することによって、その学校が違うから地域の活動に参加出来ないとかっていう因果関係は、断ち切ったほうがいいかなと、ただ住んでいるのであれば地元の行事には、どこの学校に在籍しているかに関わらず参加できるとか、あるいはプラスして校区を越えて通っている行事にも参加できるっていうような、そういう形を模索していくほうが建設的ではないかと思って聞いておりました</p>
会長	<p>第1回目の会合ですので、各委員、無理に発言をお願いして失礼しました。一通りご意見し出していただいたと思いますが、何か、さらなるこれ聞いておきたいと、これ言っておきたいというご要望ございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>副会長のご意見で、中学校単位で川西市には協働本部があり、今、活動しております。東谷で言えば、小学校は3つあります。3つの小学校区のコミュニティが寄って、中学校で、運営会をやっておるという現状ですので、ただ、中学校単位になりますと、地域が広過ぎて、行事等々に、他の地域から行くというのは、非常に難しい。それでやはり小学校単位の活動になっておるといのが現状です。ちょっとその現状だけ、報告しておきたいなと思います。</p>
会長 副会長	<p>副会長、よろしいですか。</p> <p>私は何かを批判したかった訳ではないので、いろいろな地域との繋がり方があるという話しかっただけなのですが、先ほど、他の方々の議論でご意見にもありましたが、地域からすると地域の行事とか地域の維持ということはすごく大事だと思いますが、その1点だけで、地</p>

委員	<p>域学校協働活動っていうのが行われているわけではないので、学校から見ると、地域を超えたいろいろな方々から、子どもたちへの教育活動へのお手伝いとか、見守りとかをお願いしたいっていう趣旨が含まれていますので、地域から見ると地域の維持というのはもちろん大事ですが、地域学校協働活動の趣旨自体は、必ずしも地域の維持だけではなく、子どもをよりたくさん関係者の中で、協力して育てていきたいと思いますということになるので、そういう意味での地域を越えた繋がりがあってもいいのではないかと趣旨で発言させていただきました。</p> <p>当然、地域というのは、学校に対して協力をします。だから地域のことを学校のほうで、我々は何も言っておるわけではない。これはちょっと認識を改めてもらいたいと思います。</p>
副会長	<p>そういうことを言いたいわけではなく、例えば先ほど、教育事情で他の学校に転校する事例があると、区域外就学の説明があったかと思いますが、学校が地域の方々に支えてもらうと言ったときに、教育の世界で、地域っていう言い方をしたときに、非常に指している範囲が広いのです。具体的な校区という具体的なこのエリアというように、国でエリアのことを指す場合もありますが、そういう具体を指しているわけではなく、保護者と、学校の中の先生たち以外の人という意味で、非常に広範な使い方をするんですね、地域という言葉は。なので、そういう意味において、一番狭い意味が校区という捉え方になると思います。地域という言葉は、教育の専門用語で使うときには、なので、その地域という言葉を使った時に、イメージするものが、それぞれ委員の方々によって少しずつ違うと思います。それが、例えば地域でコミュニティ活動を引っ張っておられる方からすると具体として校区っていうイメージがあるかもしれないけれど、保護者とか学校とか、あるいは行政から見るとそれが必ずしもイコール校区となっているわけではないっていうことを言いたいだけなので、地域の人たちが、狭い関わり方しかないと思ってるということ言いたいわけではないです。</p>
委員	<p>若干、かみ合っていない部分もありますが、校区を元に戻したいという話は理解します。副会長が言われることと食い違っている部分はありますが、地域として、校区を元に戻したいと要望することは良いのではないかと思います。</p>
委員	<p>私たちの地域も、行事の時に参加者をどうしようかって話が時々出ます。桜小校区だけ通学している人だけにしようかという話が出ることもあります。けども地域に住んでいる校区外の学校に通学している子どもたちを、みんなでバックアップしよう、いかに自治会に関心を持ってもらうかっていうことを今、一生懸命模索しています。本当に自治会から皆、離れていておりますので、ですからその辺、校区も確かに大事ですけど、地域っていうのは子育てをするということについて非常に大事だと思う。ですから我々は、どこの学校に通学しようとして行事に参加させております。</p>
会長	<p>以前から、校区によってコミュニティが分断されているという指摘は、コミュニティの委員の方からあって、中学校も小学校も両方、審議会では扱いますが、特に小学校区がそういう傾向が強いというのは前から指摘あるところではあります。その辺りについて、副会長と整理して、次の審議会に向けて準備します。</p>
委員	<p>資料5の見方ですが、申請者の数は記載されておりますが、その数が入学予定者の何%になるのかとかそういうところがあればありがたいと思います。全体の割合として多いのか確認できればと思っております。</p>
事務局	<p>現状で言いますと、5%限度枠の欄に全体の5%の人数が記載されておりますが、この申請</p>

委員	<p>者が全体の何%であるかという数字はこの資料に記載されていません。</p> <p>私が川西市に住んでおりませんので、各学校の規模とかわかってないところもあるので、割合が多いのか資料を見て疑問に思っただけです。</p>
事務局	<p>申請者欄の横に、%の欄を設けるような形でよろしいでしょうか。次回、ご用意させていただきます。</p>
会長	<p>それではですね、議事3はこれをもって終了とさせていただきますして議事4のその他について、事務局から、お願いいたします。</p>
事務局	<p>その他につきましては、日程についてお伝えさせていただきます。</p> <p>次回開催予定ですが、11月上旬頃を予定しております。後日、日程調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。その他につきましては、以上です。</p>
会長	<p>それでは本日はこれをもちまして閉会させていただきます。</p>